

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 56 年 12 月まで
② 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間①について、私は、昭和 45 年 1 月から個人事業主の下で働いており、厚生年金保険に加入していなかったため、私の妻が私と妻の国民年金の加入手続を A 市役所で行い、加入手続後は、妻が夫婦二人分の保険料を同市役所で納付し、51 年 5 月に転居した B 市（現在は、C 市）では、D 銀行 E 支店で納付した。

また、申立期間②については、申立期間①と同様に私の妻が D 銀行 E 支店で夫婦二人分の保険料を納付した。

妻の保険料は、申立期間①及び②は納付済みであるが、世帯主である私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その妻が D 銀行 E 支店で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立期間②前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が 3 か月と短期間である国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立期間②の前後の期間の保険料は過年度納付されているところ、申立期間②のみ保険料を納付しないとするのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、その妻が昭和 45 年 1 月頃に A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は、その妻が同市役所で保険料を納付し、51 年 5 月に転居した B 市では D 銀行 E 支店で

夫婦二人分の保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその妻は、夫婦二人分の保険料と一緒に納付したとしているものの、申立人の保険料の納付を裏付ける具体的な記憶は無いとしている上、申立人は保険料の納付に関与していないためこれらの状況が不明である。

また、申立人とその妻の納付日が同一であることが確認できる時期は、昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの期間、62 年 5 月から同年 10 月までの期間及び平成元年 2 月から 16 年 8 月までの期間となっており、申立期間①の直後から 61 年 3 月までの期間はその妻と納付日が同一であることは確認できない。

さらに、申立人の被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和 45 年 1 月 20 日の資格取得記録は 59 年に社会保険事務所（当時）に進達されたものであること、及びオンライン記録では同年 1 月 7 日に免除申請されていることが確認できることから、申立人は、同年 1 月頃に国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、その時点までは、申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、C 市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年 2 月 24 日に A 市から転入した記録となっており、また、申立人の被保険者台帳（旧台帳）では同年 4 月に 57 年 1 月まで遡って保険料を納付していることが確認できるが、59 年 4 月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間①は 144 か月と長期間である上、A 市と B 市の 2 つの行政機関にまたがっているところ、両行政機関において、長期間記録管理に不備があったとは考え難く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで

平成2年6月1日付けで、株式会社Aから同社の関連会社の株式会社Bに出向したが、同年5月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。両社における勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が株式会社A及び同社の関連会社の株式会社Bに継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、事業主から回答を得ることができず、人事記録等も提出されていないが、申立人の雇用保険被保険者記録において、株式会社Aの離職年月日が平成2年5月31日とされていること、及び申立人の同僚は、同年6月1日付けで申立人と一緒に同社から株式会社Bに出向したとしていることから判断して、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成2年4月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることはできなかったが、事業主が資格喪失

日を平成2年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA財団法人（現在は、株式会社B）C所における資格取得日に係る記録を昭和41年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月25日から同年9月1日まで
年金事務所から、株式会社D（現在は、株式会社B）での厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間が被保険者になっていないと知らされたが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、株式会社Bから提出された人事記録及びE組合の被保険者記録から、申立人が株式会社Dに継続して勤務し（昭和41年8月25日に同社Fから同社G所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA財団法人C所における昭和41年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年7月1日まで

昭和33年4月1日からA株式会社に勤務し、平成8年3月31日付けで同社を退職するまでの間、継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日に同社C支社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年5月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業所が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで
厚生労働省の記録によると、株式会社A及びC株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が空白となっている。申立期間は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Bから提出された申立人に係る人事資料から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和48年9月1日に同社本店からC株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A本店における昭和48年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日の記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで

私は、A株式会社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚が所持していた給料明細表から、申立人は、A株式会社及び関連会社のB株式会社に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年10月の定時決定の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したかについては不明としているが、A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日が昭和41年10月31日として届

け出られていることから、事業主が同日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から5年3月までの期間及び6年4月から7年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から5年3月まで
② 平成6年4月から7年10月まで

私は、平成2年9月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料については、B職をしていた当時は、勤務先の休暇が取れたときに毎回10万円前後ずつまとめて納付していた。また、7年11月に社会保険に加入している会社に就職後、それまで未納となっていた保険料については全て納付しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成2年9月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、勤務先の休暇が取れた時に、毎回10万円前後ずつまとめて納付したと申し立てているが、申立人は、納付場所、納付時期及び納付金額等の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成5年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①のうち、2年9月から同年11月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年12月から5年3月までの期間については保険料を納付することができた期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成7年11月に厚生年金保険の適用事業所に就職した後に、未納となっていた申立期間②に係る国民年金保険料を一括して8万円から10万円くらい納付したとしているが、申立人からは、納付した時期及び納付場所について具体的な申述を得られない上、当該保険料を一括して納付するのに必要な保険料額は21万5,100円であり、申立人の申述する額と相違している。
- 3 申立期間①及び②について、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年2月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月及び同年3月
② 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間①及び②について、私は当時大学4年生であったが、昭和36年1月頃の新聞に「国民年金制度が始まる。」との記事を見た私の母が、私と母自身の国民年金の加入手続をA市役所B出張所（当時）で行ってくれた。国民年金保険料については同年2月頃に同出張所から自宅に集金人が来て、保険料を集金していたのを記憶している。私は、36年3月に大学を卒業し、同年3月から同年12月までCで勤務して翌年の1月に結婚した。結婚するときに母から「任意で掛けておいたから、これからも続けなさい。」と国民年金手帳を渡された。また、36年2月から37年3月までの任意加入期間について平成9年5月28日に取り消し処理されて未加入期間となっている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済み期間ではなく、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、国民年金保険料を納付したとするその母は既に他界しており、証言が得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立期間①は国民年金制度開始前の期間のため保険料を納付することができない期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されているその母も、納付開始は昭和36年4月からとなってい

る。

- 2 申立期間②について、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母は上記1のとおり既に他界しており、証言が得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度の印紙検認記録のページは割り印とともに右側は切り取られ、左側のページは領収印が無く白紙となっており、保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和36年3月から同年11月までの期間は厚生年金保険に加入していたため、当該期間の国民年金保険料は納付することができない期間である上、同年12月から37年3月までの期間については、遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、当該期間は母が納付していたと思っていたので自身では遡って保険料を納付していないと申述していることから、保険料の納付状況は不明である。

- 3 申立期間①及び②について、申立人の任意加入期間が平成9年5月28日に訂正され、取り消し処理されて未加入期間となった事情については、当該期間が厚生年金保険被保険者期間として記録整備されたことによるものと推認される。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、20 歳となった昭和 55 年*月頃に、母が A 市役所 B 支所において、国民年金の加入手続を行い、保険料については、母が自宅に訪れた集金人に対して毎月納付していたが、申立期間①及び②が未納となっている。

また、母が昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の保険料だけを納付し、前後の期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったということは、常識的に考えても不自然なので、よく調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20 歳となった昭和 55 年*月頃に、その母が A 市役所 B 支所において、国民年金の加入手続を行い、保険料については、その母が自宅に訪れた集金人に対して毎月納付していたとしているが、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち、55 年 6 月から同年 12 月までの保険料（7 か月）は、時効により納付することができない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金

手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料（27 か月）は、納付することが可能であったが、A 市によると、「申立期間①当時、集金人は現年度分の保険料しか取り扱っていなかった。」としていることから、申立人が国民年金に加入したと推認される 58 年 4 月時点において、申立人の保険料を納付したとするその母が、集金人に対して、申立期間①のうち、56 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料を遡って納付した可能性は極めて低いと推認される。

- 2 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり、昭和 58 年 4 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②の保険料は納付可能である。

しかしながら、申立人の A 市国民年金被保険者名簿には、「58.10 拒否」との記録があり、これについて、同市によると、「国民年金協力員が集金にうかがった際に、何度か納付を拒否された場合に『拒否』と押印される。恐らく、昭和 58 年 10 月以前に訪問した際に何度か納付を拒否され、同年 10 月に『拒否』の処理をしたものではないか。」としている。

また、同名簿には、「59.3 不在」との記録があり、これについても、同市によると、「国民年金協力員が何度か納付を拒否され、さらに、国民年金協力員による徴収の見込みがなくなった場合に、特別不在との名目で『不在』との処理をしていた。」としている。

- 3 加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年4月までの期間、同年7月、同年11月、52年12月から55年1月までの期間、同年8月から56年1月までの期間、同年5月から57年1月までの期間、同年7月から58年1月までの期間、同年8月及び同年9月、59年2月、同年4月から60年6月までの期間、61年4月から同年10月までの期間、62年6月から63年2月までの期間及び平成2年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年6月から48年4月まで
② 昭和48年7月
③ 昭和48年11月
④ 昭和52年12月から55年1月まで
⑤ 昭和55年8月から56年1月まで
⑥ 昭和56年5月から57年1月まで
⑦ 昭和57年7月から58年1月まで
⑧ 昭和58年8月及び同年9月
⑨ 昭和59年2月
⑩ 昭和59年4月から60年6月まで
⑪ 昭和61年4月から同年10月まで
⑫ 昭和62年6月から63年2月まで
⑬ 平成2年3月から同年5月まで

昭和47年、20歳になった頃に市役所において自分自身で国民年金の加入手続を行い、その後の厚生年金に加入していなかった時期は保険料を納付していたはずである。年金の記録では申立期間の記録が無いので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 47 年、20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、その後は市役所や金融機関等で保険料を納付していた。保険料は、母又は自分が納付したが、詳しいことは覚えていない。平成 2 年に姓が変わったので、その際に記録が無くなったのかもしれない。」としている。

しかしながら、申立人は、「母が死亡した平成 4 年*月頃、A 社会保険事務所（当時）で手続を行い、その際、未納だった期間の保険料を納付した記憶がある。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から、同年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、2 年 4 月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成 2 年 6 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、4 年 6 月頃、国民年金に加入し、2 年 6 月以降の保険料をまとめて納付したものと推認される。

なお、申立人が所持するオレンジ色の表紙の年金手帳は、昭和 47 年当時に発行された年金手帳の表紙の色とは異なる上、申立人は、国民年金への加入手続や全ての申立期間の保険料額や納付書の送付状況等について具体的に記憶しておらず、同居していた母は既に他界していることから、これらの状況について不明である。

さらに、オンライン記録によれば、全ての申立期間（13 か所）は、平成 4 年 7 月 1 日に社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険の加入記録が追加された結果、未納期間となったものであり、それらを合計すると申立期間は 98 か月間と長期間であるが、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

また、申立人は、「（自分と母の）保険料は自分や母が毎月又は 3 か月ごとに納付していた。」と申述しているが、国民年金被保険者名簿並びに B 市の昭和 47 年度から 55 年度までの国民年金保険料印紙検認名簿及び 48 年度から 57 年度までの国民年金保険料検認全リストによれば、当時の申立人の住所地（B 市 C*番地）において、申立人の母は、ほとんどの年度において保険料を現年度又は前年度に一括で納付していることから、申立人の申述とは異なる上、同名簿において申立人の名前（旧姓を含む）は見当たらず、国民年金保険料を納付した記録が確認できない。

加えて、申立人の旧姓も含め、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 21 日から同年 4 月 21 日まで
A 株式会社に入社した昭和 56 年 1 月 21 日から勤務したが、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 4 月 21 日になっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に入社した昭和 56 年 1 月 21 日に厚生年金保険に加入したと思うとしているところ、申立人に退職時に交付された退職証明書には同年 1 月 21 日に入社と記載されている上、申立期間当時の同僚 7 人に照会し回答を得られた 3 人のうち一人は、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと供述していることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 株式会社は、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について、関連資料は保存しておらず不明としており、退職証明書を作成した事業主は既に亡くなっている上、上記同僚照会に回答した 3 人から申立人の申立期間に係る保険料控除について供述は得られなかった。

また、上記 3 人の同僚のうち二人は、いずれも A 株式会社に入社したと主張している月から 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できるところ、当該同僚のうち一人は、当該 5 か月の期間は厚生年金保険に加入しない試用期間であったと回答している。

さらに、申立人の A 株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日は昭和 56 年 4 月 21 日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。